【表紙】

デジタル活用共生社会の推進（情報アクセシビリティ向上のためのICT機器普及用の取組）

令和３年８月　情報流通行政局　情報流通振興課

【１ページ目】

デジタル活用共生社会の推進

・背　景

＜人生100年時代の我が国の人口構造＞

・総人口が減少していく中、高齢者の割合の増加、生産年齢人口の減少局面へ。

・平均寿命、健康寿命の延伸により、100歳以上の人口は2065年には55万人と推計。

・このような中、年齢・性別・障害の有無、国籍等にかかわらず、社会をみんなで支えていくことが必要。

＜本格的なIoT・AI活用、Society5.0の到来（5G（超高速、超低遅延、多数同時接続）進展）＞

・５Gの普及に伴い個々のモノや人に関するビッグデータのリアルタイムでの収集が可能に。

・AIスピーカー、ウェアラブル端末、AI家電、多言語翻訳、AR/VR、自動運転、汎用型AIロボット等の開発普及。

・これらの技術や関連サービスの開発普及により、日常生活等において従来できないと考えられてきたことも可能になるほか、就業構造や社会のあり方自体も変化していく可能性。↓

・目指すべき社会像

＜デジタル活用共生社会の実現＞

・人類史上5番目の新しい社会であるSociety5.0の様々な可能性を地域の特性に応じて活用。

・年齢、障害の有無、性別、国籍等にかかわらず、誰もがデジタル活用の利便性を享受し、又は担い手となり、多様な価値観やライフスタイルを持って豊かな人生を送ることができる社会（「デジタル活用共生社会」）の実現を目指す。

【２ページ目】

デジタル活用共生社会実現会議報告書（概要）

・目指すべき社会像

年齢、障害の有無、性別、国籍等にかかわらず、誰もがデジタル活用の利便性を享受し、又は担い手となり、多様な価値観やライフスタイルを持って豊かな人生を送ることができる「包摂的（インクルーシブ）」な社会の実現

・解決すべき課題

高齢者

・身体・認知機能の低下への対応

・生きがい、再活躍の場づくり

・独居世帯の増加、つながりの希薄化への対応

障害者

・日常生活等の支援

・就労環境の整備

・社会の意識改革（心のバリアフリー）

育児・介護等世代

・育児・介護等による離職防止

・仕事と育児・介護等の両立

・ICTスキル習得による活躍のきっかけ作り

多文化共生

・言葉の壁の打破

・生活基盤の立上げ支援（各種手続等の支援）

・文化等の相互理解

Society5.0時代を支えるIoT、AI、5G等のICTの技術が進展する中で、

デジタル活用の利便性を誰もが享受できるよう、課題解決に向けたICT活用施策を講じる

① デジタル活用　支援員の整備

・身近な場所で身近な者に高齢者等がICTに関する相談ができる「デジタル活用支援員」の整備

② 地域ＩＣＴクラブ の全国展開

・地域でICTスキルを子供たちが世代を超えて学び合う「地域ICTクラブ」の全国展開

③ 障害当事者参加型技術開発の推進

・障害当事者参加型のICT関連機器・サービスの開発促進（機器・サービスの開発助成、障害関連情報共有PFの構築）

④ 情報アクセシビリティの確保

・ICT機器・サービスがアクセシビリティ基準を満たしているかどうかを企業が自己評価を行う日本版VPAT導入

・政府情報システムの調達におけるアクセシビリティ要件の強化

⑤ 多文化共生の推進

・「やさしい日本語」の活用の促進による多言語音声翻訳システムの精度向上

・行政手続や公共サービス等に係る官民オープンデータ推進

・テレワーク等の環境整備（障害者、高齢者、育児・介護等世代の就労支援）

※上記の③障害当事者参加型技術開発の推進と④情報アクセシビリティの確保は、情報バリアフリー施策として赤枠で囲われています

【3ページ目】

情報アクセシビリティ向上のためのICT機器普及等の取組

・デジタル活用共生社会実現会議報告書（H31年３月）に基づき、R2年度までに情報アクセシビリティ確保の自己評価様式（日本版VPAT）や障害者向けICT機器・サービスのデータベースが完成。

・ 今後、これらを有効に活用して機器やサービスの開発に際し、障害当事者の声を適切に反映していくエコシステムを構築していくことが必要。

（図）平成31年度・令和1年度から令和4年度までのスケジュールイメージ

平成31年3月

デジタル活用共生社会推進会議報告書とりまとめ

【障害関連情報DB】DB構築　平成31年度・令和1年度から　→　令和2年度末頃まで

・令和3年9月中旬以降から　DB運用開始

【情報アクセシビリティの確保】VPAT様式作成

・平成31年度・令和1年度から　→　令和2年度末頃まで

・令和3年度から　VPAT普及啓発

【参考】

デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発

開発助成　平成13年から継続

【4ページ目】

障害当事者参加型技術開発の推進（データベース構築）

障害者向けICT機器・サービスの開発を促進するため、開発に必要となる技術シーズやマーケティング（ニーズ）情報、研究者群情報、製品情報を集約したデータベースを整備。

※このデータベースを開発メーカー、研究機関、障害者、販売事業者等が共同活用するデータベースを構築し、技術トレンドを踏まえた利便性の高い機器開発を支援（R2年度にデータベースを構築、R3年度よりNICTが運営予定）

課題

・障害者のニーズや行動特性に関する情報が十分でなく、企画段階での需要把握が不十分。

・障害者向け機器開発は、中小企業が担い手となっているところ、最新の技術シーズや研究者群を一覧化できる情報を集約した場がない。

・開発後の市場への流通・販売や資金調達を円滑にする環境に課題。

施策の必要性

・障害者・市場ニーズを踏まえた付加価値の高い機器供給を支え、開発メーカーの生産性向上に資するデータベースの構築が必要

効果

データベースの整備と共同利用

（図）大学・障害者・技術ベンチャー・開発メーカーA・開発メーカーB・開発メーカーC・投資会社・販売メーカーのそれぞれの点が網目のように繋がっている

（図）「研究機関の基礎​技術を育てる​」→企画・設計→「マーケティング（ニーズ）を踏まえ​売れる機器の企画​・最新トレンドの技術を反映」→開発・製造「技術の複合による​付加価値増大​」→販売・流通「販売事業者とのマッチング」

製品・サービスの開発を加速化​

（図）企業による製品・サービス開発→②企業による障害者に配慮した製品・サービスの自己評価​→障害者の声に配慮した製品・サービスの導入促進​→障害関連情報データベース​→企業による製品・サービス開発​に戻る

【5ページ目】

（写真）情報アクセシビリティ支援ナビAct-naviのホームページ画面（イメージ）

障害者等のニーズや困りごと等を基に、情報アクセシビリティに配慮した情報通信機器、ソフトウェア、及びこれらによって実現されるサービスの開発を促進することを目的に、情報アクセシビリティに係るニーズ情報や配慮の事例、シーズ情報、及び専門家情報を掲載しています。

（「概要」「利用方法」「ニーズデータベース配慮事例集」「シーズデータベース」「人材データベース」また「関係団体URLリンク集」「お問い合わせ」などの各ページへ移動するボタンがあります。）

ニーズデータベース配慮事例集…障害者等の日常生活や、情報通信機器、ソフトウェア、及びこれらによって実現されるサービスの利用にあたってのニーズや困りごとに関する、障害者団体・研究機関等の調査結果や、適切な配慮の事例を掲載しています。

シーズデータベース…情報アクセシビリティに配慮した情報通信機器、ソフトウェア、及びこれらによって実現されるサービスの製品情報を掲載しています。

人材データベース…情報アクセシビリティや、情報アクセシビリティに配慮した技術開発に見識をもつ専門家や、大学・研究機関、各種団体等の情報を掲載しています。

シーズデータベースの画面

（選択項目にチェックを入れ、ページの一番下にある「検索する」をクリック）

製品カテゴリ

（パーソナルコンピュータ、携帯電話、ラジオ・テレビ受信機、ビデオ機器、デジタルカメラ、事務用機器、ソフトウェア、その他、全て選択する、全て解除する）

障害者への配慮項目

（視力なしでの使用(全盲）、限られた視力での使用(弱視)、色知覚なしでの使用、聴力なしでの使用(全ろう)、限られた聴力での使用(難聴)、発話能力なしでの使用、限られた器用さ又は力での使用、限られた手の届く範囲での使用、光感受性発作の最小化、その他の配慮、全て選択する、全て解除する）

メーカー名

（選択してください）

製品名

（　　）

発行年月

（　）年（　）月～（　）年（　）月

フリーワード

（　　）

【６ページ目】

情報アクセシビリティの確保（障害者に配慮したICT機器・サービスの評価）

・ICT機器やサービスに誰もがアクセスできるよう、情報アクセシビリティの確保が重要。このため、企業が自社で開発するICT機器・サービスについて情報アクセシビリティ基準を満たしているかを自己評価する様式（VPAT（Voluntary Product Accessibility Template））について検討し、普及啓発を図る。

・本様式については、業界団体と障害者団体と協議の上、作成。今後、完成した自己評価様式等を基にした「日本版VPAT」について、周知広報を行うとともに、政府情報システムの整備・管理に関する国の標準ガイドライン（内閣官房IT総合戦略室主管）等に反映させることを検討。

・様式イメージ

【自己評価結果】

JIS　X8341

（基準　評価結果　概要の順）

8341-3 5.6.1　準拠　--

8341-3　5.6.2　準拠　--

8341-3　5.7 個人情報に関する要件　非該当

・障害種別毎に、技術基準（※）に照らして自己評価を実施

（※）JIS　X8341シリーズ：高齢者・障害者等配慮設計指針ー情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス

・評価項目（例）

見えにくさに配慮したアクセス

色認識を必要としないアクセス

聞こえにくさに配慮したアクセス

発声・発話を必要としないアクセス

【自己評価まとめ】

・製品アクセシビリティ概要

会社名…ABCD社

製品名称…EF-GH

製品概要…複写機複合機

日付…2019年6月

問合せ先…XXXX.XXX@ABCD.jp

ウェブサイト…ABCD.com

製品画像

・機能性能

（配慮対象アクセス　評価結果　概要の順）

視力を必要としないアクセス　部分的に対応　本体は音声合成/認識をオプションで提供。プリンタードライバーは音声読み上げ対応。XXX部分のみ触覚による認識が困難。

色認識を必要としないアクセス　部分的に対応　YY部分はコントラストが弱く視認しづらい。

聴力を必要としないアクセス　対応　--

発音・発話を必要としないアクセス　対応　--

限られた器用さ、または力によるアクセス　対応　ZZ部分は片手で操作できないが、WWで代替操作が可能。

手の届く範囲が限られている場合のアクセス　対応　AAは届かないが、提供するBBを、使用することで操作可能。

限られた認知能力に配慮したアクセス　対応　文字と同時に絵文字で情報を提供しており、記載の認識が可能。

・サポート対応概要

（配慮対象アクセス　評価結果　概要の順）

ドキュメントとサポートサービス　対応　–

【7ページ目】

通信・放送分野における情報バリアフリー促進支援

・デジタル・ディバイドを解消し、障害者や高齢者を含めた、誰もがＩＣＴによる恩恵を享受できる情報バリアフリー環境を実現するため、以下の助成を実施。

①デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発

・本省（総務省）

高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの充実に向けた、新たなＩＣＴ機器・サービスの研究開発を行う者に対し、経費の２分の１（最大3000万円）を上限として助成金を交付。

② 情報バリアフリー通信・放送役務提供・開発推進助成金

・NICT

国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）を通じ、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送役務の提供を行う者に対し、経費の２分の１を上限として助成金を交付。

【8ページ目】

参考資料

【9ページ目】

（参考）デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針

・デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針（令和２年12月）

Ⅱ．デジタル社会の将来像

２．デジタル社会を形成するための基本原則

⑦　包摂・多様性

アクセシビリティの確保、情報通信インフラの充実、高齢・障害・病気・育児・介護と社会参加の両立、多様な価値観やライフスタイルへの対応等により、包摂的で多様性のあるデジタル社会を目指す。

Ⅲ．IT基本法の見直しの考え方

３．検討の方向性

（２）どのような社会を実現するか

②　誰一人取り残さないデジタル社会の実現

人の多様性に尊厳を持つ社会を形成するため、「誰一人取り残さない」デジタル化を進めることとする。すなわち、誰もが参加でき、個々の能力を創造的・最大限に発揮できる、包摂性・多様性あるデジタル社会の形成を図る。そのために、アクセシビリティの確保、年齢・地理的条件や経済的状況等に基づく格差の是正等によって、全ての国民が、公平・安心・有用な情報にアクセスする環境の構築を図る。

【10ページ目】

（参考）米国における情報アクセシビリティ基準適合に関する自己評価の仕組み（VPAT）

【VPAT 　(Voluntary Product Accessibility Template）】

・VPATとは、各企業が自社のICTに関連する機器、アプリ、Webサイト等が法令等のアクセシビリティの基準を満たしているかどうかを記載するための自己申告用のフォーマット。ITI（米国情報技術工業協議会）が作成、更新。

・現在のVPATバージョン2.3は、リハビリテーション法第508条の技術基準（米国）、EN 301 549（EU）及び W3C/WAI WCAG 2.0, 2.1\* （or ISO/IEC40500）に対応。

　\*World Wide Web Consortium (W3C) が作成したウェブコンテンツのアクセシビリティガイドライン

・各企業は、法令等の各基準に準拠しているかをVPATに記入し、自社のWebサイト等で公開するのが一般的。

・なお、リハビリテーション法第508条では、連邦政府が電子情報機器を調達する際には、アクセシブルな機器を調達しなければならないと定められているため、技術基準を満たしていなければ入札において不利になる。

・IBMやAppleの公表例（英語の表）が掲載されている

【11ページ目】

公的機関におけるウェブアクセシビリティの促進

「みんなの公共サイト運用ガイドライン」の提供

高齢者や障害者を含む誰もが利用しやすいものとなるよう、公的機関のウェブサイトのアクセシビリティの改善のために実施すべき取組項目や手順等を解説した「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を策定（平成27年度）

現在は、このガイドラインに係る説明会を各地で実施し、ウェブサイトのアクセシビリティ向上の普及啓発を推進。

・（参考）ウェブアクセシビリティが確保されていない場合の問題事例

・避難所等の情報や地図が画像PDF（スキャナーでスキャンしたもの等）のみで掲載され、音声読み上げソフトが使用できず、視覚障害者が避難情報を得られない。

・市長の会見の模様が字幕のない動画のみで掲載され、字幕やテキストの会見録がないため、聴覚障害者が内容を把握できない。

・ホームページがキーボードのみで操作できるように作られておらず、手の動作が不自由でマウスを使うことができない利用者がホームページを利用することができない。

・背景と文字の色のコントラスト比が確保されておらず、高齢者や色覚障害者が閲覧しにくい。

ホームページが構造化されておらず、機械判読可能（機械やコンピューターで直接読み取って利用できる形式であること）でないため、外国人が自動翻訳ソフトを使用した際にうまく翻訳されない。